

南国市市街化調整区域の開発許可制度基本方針

南 国 市

平成 29 年 11 月 30 日

※ この基本方針は許可の可否を判断する際に用いるものではありません。許可の可否については、条例や規則、開発審査会等によって判断することになります。

<目次>

1. 策定の趣旨 (P. 1)
2. 都市計画法第 34 条第 11 号及び 12 号で規定する市街化調整区域の立地基準 (P. 3)
3. 策定の施策等関連図 (P. 5)
4. 市街化調整区域における開発許可制度の概念図 (P. 5)
5. 本市の地域特性について (P. 6)
6. 本市の市街化区域及び市街化調整区域等の現状について (P. 7)
7. 区域区分及び各種計画の策定状況など (P. 9)
8. 市街化調整区域の開発許可制度の課題 (P. 12)
9. 市街化調整区域の新規立地に関する基本的事項 (P. 13)
10. 今後の市街化調整区域の土地利用の基本的考え方 (P. 14)
11. 新立地基準について(市のまちづくりの方針に沿った立地基準) (P. 14)
12. 新立地基準における土地利用方針、特定エリア、建築物の用途等の検討 (P. 15)
13. 立地基準における他市の類似事例について (P. 20)
14. 新立地基準(案)一覧および特定エリアイメージ図 (P. 21)